

不動産鑑定業者事業実績等の提出

手続名	不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の事業実績等の提出
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第28条及び第54条
手続対象者	国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者
提出時期	毎年1月31日まで。（注：1月20日を提出目途としてください。）
提出方法	事業実績等を下記の提出先の窓口へ提出してください。
手数料	なし
添付書類・部数	①不動産鑑定業者の基本情報 1月1日における。 ②過去1年間の事業実績の概要を記載した書面 前年1月1日から12月31日まで ③事務所ごとの不動産鑑定士の変動を記載した書面 1月1日における。なお、不動産鑑定士補を含む。 ④その他国土交通省令で定める書面 ○部数は、書面で正1部、副2部、事務所の所在する都道府県の数の写しを提出してください。
申請書様式	国土交通省提供の事業実績報告作成システムの様式によります。 なお、提出書類の宛名は、登録を受けた地方整備局等の長となります。
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提出先	主たる事務所のある都道府県を管轄する地方整備局等の不動産鑑定事務担当へ提出（郵送で送付可能です）
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省土地・建設産業局企画課鑑定評価指導室
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし

◇記載要領・記載例等

【例】主たる事務所が東京都、従たる事務所が大阪府及び福岡県にある場合

1. 書類等の作成及び提出

書類等は、国土交通省提供の『事業実績報告作成システム（Excel）』を使用して作成し、当該電子データを格納した電子媒体（CD-R等）の表面に登録番号及び登録名称を記載のうえ併せて提出してください。

2. 書面の編纂順は以下のとおり。

- 1) 事業実績等報告書の提出について（表紙）
- 2) 総括（主たる事務所と各従たる事務所の合計）の別添、別添第1、別添第2
- 3) 主たる事務所（【例】では東京都の事務所）の別添、別添第1、（別添第2）（以下同じ、別添第2がある場合）
- 4) 従たる事務所（【例】では大阪府の事務所）の別添、別添第1、（別添第2）（※以下、都道府県コード順）
- 5) 従たる事務所（【例】では福岡県の事務所）の別添、別添第1、（別添第2）

3. 書面の提出部数

上記の1) から5) までを1部として、

正（押印）…1部 + 副（正のコピーで可）…2部 + 写し（正のコピーで可）…事務所の所在する都道府県の

数分 (【例】では3部) = 6 部